

2014 年 7 月 7 日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 335 号 ）

# 上海市人民政府、 2014 年版ネガティブリストを公布 自由貿易試験区で市場開放さらに

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市人民政府は、2014 年 6 月 30 日付で『中国（上海）自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2014 年改定）』（上海市人民政府公告 2014 年第 1 号、以下『ネガティブリスト』という）を公布しました。リストの項目を 2013 年版<sup>1</sup>の 190 から 139 へと圧縮すると同時に、中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）で規制緩和・市場開放をさらに進める方針を明らかにしました。

### □ リストを 139 項目まで圧縮

『ネガティブリスト（负面清单）』とは、上海自由貿易区において外商投資の参入を制限・禁止する業種のリストです。上海自由貿易区では、外商投資のプロジェクトや企業設立に関する認可・批准手続を原則不要とする規制緩和措置が実施されており、届出手続のみで外商投資企業を設立できるようになっていますが、ネガティブリスト掲載業種については参入が禁止されるか、参入に一定の制限・条件が課されます。ただし、リスト未掲載の業種に対しても、合併・買収や上場企業への戦略投資、国内企業持分による出資等を行う場合は関連規定が適用され、国家安全審査や経営者集中審査<sup>2</sup>等の手続を既存の規定に従って行う必要があります。

2014 年版の『ネガティブリスト』は 139 項目に上り、このうち禁止は 29 項目で、残りの 110 項目が制限事項（合併・合作限定、中国側持支配、外資出資比率上限、最低資本金額等）となっています。2013 年版に比べて 51 項目も少なくなっていますが、2 項目を 1 項目に整理したケースがあるほか、外商投資関連以外の法律・法規に制限・禁止規定が存在している、すなわち内資企業に対しても同様の制限・

<sup>1</sup> 2013 年版のネガティブリストについては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 280 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ [http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin\\_info/pdf/BusinessExpressNo.280.pdf](http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.280.pdf)

<sup>2</sup> 経営者集中審査の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 330 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ [http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin\\_info/pdf/BusinessExpressNo.330.pdf](http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.330.pdf)

禁止が設けられていることから、ネガティブリストにあえて加える必要がないとして削除した項目もあります。

例えば、2013 年版に禁止項目として掲載されていた「賭博・宝くじ業」や「風俗業」がリストから外れていますが、これはあくまで「内外資一致の原則に基づき、外資のみを対象とした参入規制は特に設けない」という意味であり、国内の他の法律・法規は内資企業と同様に適用されます。今回削除された「電解アルミ、銅、鉛、亜鉛等の非鉄金属の精錬」や「ベンジン、顔料、塗料の生産」もこうした業種に当たります（エネルギー消費量が多く、汚染物質の排出が多い、あるいは生産能力が過剰な産業として規制を受けている）。このため、リスト未掲載の業種であっても無条件に市場参入できるわけではないことに留意が必要です。

#### □ 一部業種で外商独資を開放へ

中国（上海）自由貿易区管理委員会の戴海波副主任の説明によると、2014 年版の実質的な削除は 14 項目、制限緩和は 19 項目で、他の制限・禁止規定を適用できることから削除した項目も 14 に上としています。2014 年版の主な変更点は以下のとおりです。

- ✓ 輸出入商品認証会社に対する制限を削除
- ✓ 国際海運貨物の積降、国際海運コンテナステーション・ヤード業務に対する持分制限を削除
- ✓ 航空運輸販売代理業務に対する持分制限を削除
- ✓ 400 t 以上のホイール式・キャタピラ式クレーン製造に対する持分制限を削除
- ✓ 一般レベル（P0）のベアリングと部品（ボール、リテーナー）・半製品に対する制限を削除
- ✓ 一般ポリエステル長繊維・短繊維設備の製造に対する制限を削除
- ✓ 伝統工芸である緑茶の生産加工を禁止から制限（中国側持分支配）に変更
- ✓ 植物油・砂糖・タバコの卸売・小売・配送に対する制限から植物油・砂糖を除外
- ✓ 原油・化学肥料・農薬・農業用フィルム・製品オイル（保税オイルを含む）の卸売・配送に対する制限から原油・化学肥料を除外
- ✓ 直接販売、通信販売、オンライン販売に対する制限から通信販売と一般商品のオンライン販売を除外
- ✓ 医療機関に対する制限から最低投資総額と経営年限の要求を削除

上海自由貿易区はすでに、サービス業 6 分野 18 業種において市場開放・規制緩和措置を実施していますが、国務院は 2014 年 6 月 28 日に『中国（上海）自由貿易試験区におけるさらなる拡大開放の措置』

を承認し、31 項目の新たな市場開放措置を決定しました。右の業種で外商独資企業の設立を容認するほか、中国の会計士資格を取得した香港・マカオ人材が会計士事務所のパートナーとなることを認める模様です。

- ✓ 国際海運貨物の積降、国際海運コンテナステーション・ヤード業務
- ✓ 航空運輸販売代理業務
- ✓ 自動車の電子バスネットワーク技術、電動パワーステアリングシステム電子制御器の製造・研究開発
- ✓ 豪華客船、プレジャーボートの設計
- ✓ 船舶船室機械の設計
- ✓ 航空機エンジンと部品の設計・製造・整備
- ✓ 高速鉄道、鉄道旅客運輸専用線、都市間鉄道、都市軌道交通の乗客サービス施設・設備の研究開発・設計・製造

\*

戴副主任によると、上海自由貿易区における外商投資企業の新設は、上海自由貿易区の設置から今年6月末までの累計で1,245社に上り、このうち91.2%の1,136社が届出方式で設立されています。一層の市場開放により、企業の進出に弾みがつくことが期待されます。

『ネガティブリスト』の詳細については、4ページからの日本語仮訳と以下のURLの中国語原文をご参照ください。

中国（上海）自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2014年修订）

[http://www.shftz.gov.cn/WebViewPublic/item\\_page.aspx?newsid=635397771858839872&coltype=8](http://www.shftz.gov.cn/WebViewPublic/item_page.aspx?newsid=635397771858839872&coltype=8)

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

（日本語仮訳）

**上海市人民政府  
公告 2014 年第 1 号**

関連法律・法規、国務院が批准した『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』、『中国（上海）自由貿易試験区におけるさらなる拡大開放の措置』、『外商投資産業指導目録（2011 年改定）』に基づき、ここに『中国（上海）自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2014 年改定）』を公布する。

特にここに公告する。

上海市人民政府  
2014 年 6 月 30 日

**中国（上海）自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）  
（2014 年改定）**

説明

『中国（上海）自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2014 年改定）』（以下「ネガティブリスト」という）は、『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』、『中国（上海）自由貿易試験区におけるさらなる拡大開放の措置』、『外商投資産業指導目録（2011 年改定）』等を依拠とし、中国（上海）自由貿易試験区（以下「自由貿易試験区」という）内の外商投資プロジェクトおよび外商投資企業設立に対して採用する国民待遇等と合致しない参入措置を列記している。ネガティブリストは、『国民経済業界分類およびコード』（2011 年版）の分類に基づき編成し、18 の業界分類を含む。S 公共管理、社会保障および社会組織、T 国際組織の 2 つの業界分類には、ネガティブリストを適用しない。

ネガティブリスト以外の領域に対し、内外資一致の管理原則に基づき、外商投資プロジェクトに届出制を実行する（国務院の規定が国内投資プロジェクトに対する認可の保留を規定している場合を除く）。外商投資企業の設立および変更に届出管理を実行する。ネガティブリスト内の領域に対し、外商投資プロジェクトに認可制を実行する（国務院が外商投資プロジェクトに対する届出の実行を規定している場合を除く）。外商投資企業の設立および変更に審査・批准管理を実行する。

列記した外商投資参入特別管理措置を除き、外商投資国家および中国が締結もしくは参加する国際条約が禁止（制限）を規定している産業を禁止（制限）し、外商投資による国家の安全および社会の安全に危害を与えるプロジェクトを禁止し、社会の公共利益に損害を与える経営活動への従事を禁止する。

自由貿易試験区内の外資合併・買収、外国投資家による上場企業に対する戦略投資、国外投資家によ

るその所持する中国国内企業持分での出資は、関連規定の要求に合致していなければならない。国家安全審査、独占禁止審査に係わる場合、関連規定に基づき手続を行う。

香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の投資家による自由貿易試験区での投資は、ネガティブリストを参照して執行する。内地と香港特別行政区、マカオ特別行政区の『さらに緊密な経済貿易関係の構築に関する手配』およびその補充協議、『海峡兩岸経済合作枠組み協議』およびその後続の『海峡兩岸サービス貿易協議』、わが国が署名した自由貿易協定における、自由貿易試験区に適用し、かつ条件に合致する投資家にさらなる優遇の開放措置がある場合、関連協議もしくは協定の規定に基づき執行する。

関連法律・法規および自由貿易試験区の発展の必要に基づき、ネガティブリストは適宜調整する。

**中国（上海）自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）**  
(2014 年改定)

| 部門             | 領域                                            | 番号 | 特別管理措置                                                                                                                          | 国民経済<br>業界<br>分類<br>コード |
|----------------|-----------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| A 農業、林業、牧畜業、漁業 | A01 農業、A02 林業、A03 牧畜業、A04 漁業、A05 農・林・牧・漁サービス業 | 1  | 漢方薬剤の栽培、養殖への投資は合弁、合作でなければならない                                                                                                   | A01                     |
|                |                                               | 2  | 農作物新品種の選択育成および種子生産への投資を制限する（中国側持分支配）                                                                                            | A01                     |
|                |                                               | 3  | 農作物の種子への投資は合弁、合作でなければならない、かつ登録資本金は 50 万米ドルを下回ってはならない。このうち穀物、綿、油糧作物種子の企業の中国側投資比率は 50%を上回ってはいなければならない、かつ登録資本金は 200 万米ドルを下回ってはならない | A01                     |
|                |                                               | 4  | 稀少樹種原木加工への投資を制限する（合弁、合作に限る）                                                                                                     | A02                     |
|                |                                               | 5  | 中国稀有および特有の稀少優良品種の研究開発、養殖、栽培および関連繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）、遺伝子組換え生物の研究開発および遺伝子組換え農作物の種子、種畜・種家禽、水産種苗の生産への投資を禁止する              | A                       |
|                |                                               | 6  | 中国管轄海域および内陸水域の水産品漁獲への投資を禁止する                                                                                                    | A04                     |
| B 採鉱業          | B06 石炭採掘および洗淨・選炭業                             | 7  | 特殊および稀少な石炭類の踏査・採掘への投資を制限する（中国側持分支配）                                                                                             | B06<br>M747             |
|                | B07 石油および天然ガス採掘業                              | 8  | 石炭層ガスの探査、開発および坑内ガスの利用への投資は合弁、合作でなければならない                                                                                        | B07<br>M747             |
|                |                                               | 9  | 石油、天然ガスのリスク探査・開発への投資は合弁、合作でなければならない                                                                                             | B07<br>M747             |
|                |                                               | 10 | 低浸透率石油・ガス貯留層（田）の開発への投資は合弁、合作でなければならない                                                                                           | B07                     |
|                |                                               | 11 | オイルシェール、オイルサンド、重油、超重油等の非従来型石油資源の探査、開発への投資は合弁、合作でなければならない                                                                        | B07<br>M747             |
|                |                                               | 12 | シェールガス、海底天然ガスハイドレード等の非従来型天然ガス資源の探査、開発への投資は合弁、合作でなければならない                                                                        | B07<br>M747             |
|                | B08 鉄金属鉱の                                     | 13 | 硫鉄鉱の採掘・選鉱、ならびにルドウィジイト石の採掘への投資を制限する                                                                                              | B08                     |

|       |                               |    |                                                                                                                                                                 |             |
|-------|-------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|       | 採掘・選鉱業                        |    |                                                                                                                                                                 |             |
|       | B09 有色金属鉱の採掘・選鉱業              | 14 | アスカライトの採掘、リチウム鉱の採掘・選鉱、ならびに貴金属（金、銀、プラチナ類）の探査・採掘への投資を制限する                                                                                                         | B09<br>M747 |
|       |                               | 15 | タングステン、モリブデン、錫、アンチモンの探査、採掘およびレアアース、放射性鉱山物の探査、採掘、選鉱への投資を禁止する                                                                                                     | B09<br>M747 |
|       |                               | 16 | 重晶石の探査、採掘への投資を制限する（合併、合作に限る）                                                                                                                                    | B10<br>M747 |
|       | B10 非金属鉱の採掘・選鉱業               | 17 | ダイヤモンド、高アルミナ耐火粘土、珪灰石、グラファイト等の重要非金属鉱の探査・採掘、リン鉱の採掘・選鉱、塩湖・塩水資源の精製、ならびに天青石の採掘への投資を制限する                                                                              | B10<br>M747 |
|       |                               | 18 | 海成マンガン団塊、海砂の採掘への投資を制限する（中国側持分支配）                                                                                                                                | B10         |
|       |                               | 19 | 螢石の探査、採掘への投資を禁止する                                                                                                                                               | B10<br>M747 |
|       | B11 採掘補助活動                    | 20 | ルドウィジャイト石の加工への投資を制限する                                                                                                                                           | B11         |
| C 製造業 |                               | 21 | 米、小麦粉の加工への投資を制限する                                                                                                                                               | C131        |
|       | C13 農業副食品加工業                  | 22 | 大豆油、菜種油、落花生油、綿実油、椿油、向日葵油、パームオイル等の食用油脂の加工への投資を制限する（中国側持分支配）                                                                                                      | C133        |
|       |                               | 23 | バイオ液体燃料（燃料アルコール、バイオディーゼル）の生産への投資を制限する（中国側持分支配）                                                                                                                  | C136        |
|       |                               | 24 | トウモロコシの再加工への投資を制限する                                                                                                                                             | C139        |
|       |                               | 25 | 醸造酒、有名で良質な蒸留酒の生産への投資を制限する（中国側持分支配）                                                                                                                              | C151        |
|       | C15 酒、飲料および精製茶製造業             | 26 | 中国伝統工芸の緑茶の生産加工は中国側持分支配でなければならない。中国伝統工芸の特殊茶（白茶、黄茶、烏龍茶、黒茶、緊圧茶等）の生産加工への投資を禁止する                                                                                     | C153        |
|       | C16 タバコ製品業                    | 27 | 葉タバコの除骨、再乾燥の加工生産への投資を制限する                                                                                                                                       | C161        |
|       |                               | 28 | 二酢酸セルロースおよび繊維束の加工への投資は合併、合作でなければならない                                                                                                                            | C169        |
|       | C23 印刷および記録媒体複製業              | 29 | 出版物印刷への投資を制限し（中国側持分支配）、登録資本金は 1000 万人民币を下回ってはならない                                                                                                               | C231        |
|       |                               | 30 | 読取専用類光学ディスクの複製への投資は合資、合作、かつ中国側持分支配もしくは主導的地位を占めていなければならない                                                                                                        | C233        |
|       | C24 文化・教育、工芸美術、スポーツおよび娯楽用品製造業 | 31 | 象牙彫刻、虎骨の加工、脱胎漆器・ホウロウ製品・画仙紙・固形墨の生産への投資を禁止する                                                                                                                      | C243        |
|       | C25 石油加工、コークスおよび核燃料加工業        | 32 | 放射性鉱産物の精錬・加工への投資を禁止する                                                                                                                                           | C253        |
|       |                               | 33 | アセチレン法ポリ塩化ビニールならびに規模以下のエチレンおよび後加工製品、炭酸ソーダ、苛性ソーダ、硫酸、硝酸、炭酸カリウム、無機塩の生産への投資を制限する                                                                                    | C261        |
|       | C26 化学原料および化学製品製造業            | 34 | ブタジエンゴム（ハイスブタジエンゴムを除く）、乳化重合スチレンブタジエンゴム、熱可塑性スチレンブタジエンゴムの生産への投資を制限する                                                                                              | C265        |
|       |                               | 35 | 毒物前駆化学品の生産への投資を制限する（エフェドリン、3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン-2-アセトン、フェニル酢酸、1-フェニル-2-アセトン、ヘリオトロピン、サフロール、イソサフロール、無水酢酸）、フッ化水素等の低レベルのクロロフルオロカーボン、もしくはクロロフルオロ化合物、感光材料の生産への投資を制限する | C266        |
|       |                               | 36 | 武器弾薬の製造への投資を禁止する                                                                                                                                                | C267        |

|                              |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |              |
|------------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| C27 医薬製造業                    | 37 | 麻酔薬品および一類精神薬品の原料薬の生産への投資を制限する（中国側持分支配）                                                                                                                                                                                                                                                             | C271         |
|                              | 38 | 『野生薬剤資源保護条例』および『中国希少・絶滅危惧保護植物目録』に組み入れられている漢方薬剤の加工への投資を禁止する                                                                                                                                                                                                                                         | C273<br>C274 |
|                              | 39 | 漢方煎じ薬の蒸す、炒る、灸、焼く等の精練技術応用および漢方製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する                                                                                                                                                                                                                                                 | C273<br>C274 |
|                              | 40 | 血液製剤の生産、国家免疫計画に組み入れられているワクチン品種の生産への投資を制限する                                                                                                                                                                                                                                                         | C276         |
| C32 非鉄金属の精錬および圧延加工業          | 41 | レアアースの精錬、分離への投資を制限する（合併、合作に限る）                                                                                                                                                                                                                                                                     | C323         |
| C34 汎用設備製造業                  | 42 | 400 t 以下のホイール式、キャタピラ式クレーン機械の製造への投資を制限する（合併、合作に限る）                                                                                                                                                                                                                                                  | C343         |
| C35 専用設備製造業                  | 43 | 深海（3000m 以上）海洋工事装置の設計への投資は合併、合作でなければならない                                                                                                                                                                                                                                                           | C351         |
|                              | 44 | 320 馬力およびそれ以下のブルドーザー、15t 級およびそれ以上 30 t 級およびそれ以下の油圧式掘削機、3t 級およびそれ以上 6 t 級およびそれ以下のホイールローダー、220 馬力およびそれ以下のモーターグレーダー、ロードローラー、フォークリフト、135 t 級およびそれ以下の電機駆動オフロードダンプカー、60 t 級およびそれ以下の油圧機械駆動オフロードダンプカー、アスファルト・コンクリートミキサーおよび舗装設備ならびに高所作業機械、造園機械および機具、商品コンクリート機械（コンクリートポンプ、ミキサー車、コンクリートミキサー、ポンプ車）の製造への投資を制限する | C351         |
|                              | 45 | 大型石炭化学工業プラント設備の製造への投資は合併、合作でなければならない                                                                                                                                                                                                                                                               | C352         |
|                              | 46 | 航空交通管制システム設備の製造への投資は合併、合作でなければならない                                                                                                                                                                                                                                                                 | C359         |
| C36 自動車製造業                   | 47 | 自動車の完成車、専用自動車、農業用運輸車の生産への投資は合併でなければならない。中国側持分比率は 50%を下回ってはならない。株式上場の自動車完成車、専用自動車、農業用運輸車の株式会社が法人の株式を対外売却するとき、中国側法人の 1 社が必ず相対持分支配し、かつ外資法人持株の合計を上回っていないなければならない。同一の外資は国内で 2 社以下（2 社を含む）の同類（乗用車類、商用車類）の完成車製品を生産する合併企業を設立することができ、中国側合併パートナーと共同して国内のその他の自動車生産企業を合併する場合は 2 社の制限を受けなくてもよい                  | C36          |
|                              | 48 | 自動車の組込式電子集積システムの製造と研究開発への投資は合併、合作でなければならない                                                                                                                                                                                                                                                         | C366         |
|                              | 49 | 新エネルギー自動車のエネルギーパワーバッテリー（エネルギー密度 $\geq 110\text{Wh/kg}$ 、循環寿命 $\geq 2,000$ 回）への投資の外資比率は 50%を超えない                                                                                                                                                                                                    | C366         |
| C37 鉄道、船舶、航空宇宙およびその他の運輸設備製造業 | 50 | 軌道交通運輸設備への投資は合併、合作でなければならない。高速鉄道、鉄道旅客運輸専用線、都市間鉄道、幹線鉄道および都市軌道交通の運輸設備の完成車および主要部品（牽引伝動システム、制御システム、ブレーキシステム）の研究開発、設計と製造。都市軌道交通の乗客サービス施設および設備の研究開発・設計と製造、高速鉄道・鉄道旅客運輸専用線・都市間鉄道および都市軌道交通の情報化建設における関連情報システムの設計と研究開発。軌道交通運輸通信信号システムの研究開発・設計と製造、鉄道の騒音および振動制御技術と研究開発、鉄道運輸安全モニタリング設備の製造                        | C371<br>C372 |
|                              | 51 | 船舶用低中速ディーゼルエンジンおよびその部品の設計、プレジャーボートの設計と製造への投資は合併、合作でなければならない                                                                                                                                                                                                                                        | C373         |
|                              | 52 | 船舶用低中速ディーゼルエンジンおよびクランクシャフトの製造への投資は中国側持分支配でなければならない                                                                                                                                                                                                                                                 | C373         |
|                              | 53 | 船舶船室機械の製造への投資は中国側相対持分支配でなければならない                                                                                                                                                                                                                                                                   | C373         |

|                              |                  |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                   |
|------------------------------|------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
|                              |                  | 54                                  | 船舶（ブロックを含む）の設計、製造と整備への投資を制限する（中国側持分支配）。海洋工事装備（モジュールを含む）の製造と修理への投資は中国側持分支配でなければならない                                                                                                                                                                                    | C373<br>C351<br>C433              |
|                              |                  | 55                                  | 民間汎用航空機の設計、製造と整備への投資は合弁、合作でなければならない                                                                                                                                                                                                                                   | C374<br>C433                      |
|                              |                  | 56                                  | 航空エンジンおよび部品、航空補助動力システムの設計、製造と整備への投資は合弁、合作でなければならない。民間航空機搭載設備の設計と製造への投資は合弁、合作でなければならない                                                                                                                                                                                 | C374<br>C433                      |
|                              |                  | 57                                  | 3 t 級以下の民間ヘリコプターの設計と製造への投資は合弁、合作でなければならない。3 t 級およびそれ以上の民間ヘリコプターの設計と製造への投資は中国側持分支配でなければならない                                                                                                                                                                            | C374                              |
|                              |                  | 58                                  | 民間幹線、支線航空機の設計、製造と整備への投資は中国側持分支配でなければならない                                                                                                                                                                                                                              | C374<br>C433<br>C563              |
|                              |                  | 59                                  | 水陸両用航空機の製造および無人機、軽航空機の設計と製造への投資は中国側持分支配でなければならない                                                                                                                                                                                                                      | C374                              |
|                              | C38 電気機械および器材製造業 | 60                                  | 大排気量（排気量＞250ml）オートバイの中外合弁生産企業の中国側持分比率は50%を下回ってはならない。株式上場の大排気量（排気量＞250ml）オートバイの株式会社が法人の株式を対外売却するとき、中国法人の 1 社が必ず相対持分支配し、かつ外資法人持株の合計を上回っていなければならない。同一の外商は国内で 2 社以下（2 社を含む）のオートバイ類完成車製品を生産する合弁企業を設立することができ、中国側合弁パートナーと共同して国内のその他の自動車生産企業を合併する場合は2社の制限を受けなくてもよい            | C375                              |
|                              |                  | 61                                  | 100 万 kW の超々臨界火力発電ユニット用重要補助機械設備の製造への投資は合弁、合作でなければならない。安全バルブ、調節バルブ                                                                                                                                                                                                     | C381                              |
|                              |                  | 62                                  | 送電・変電設備製造への投資は合弁、合作でなければならない。アモルファス合金変圧器、500kV 以上の高圧スイッチ用操作機構、消弧装置、大型円板式碍子（1,000kV、50kA 以上）、500kV およびそれ以上の変圧器用電線引出装置、ブッシング（交流 500・750・1,000kV、直流のすべての規格）、電圧レギュレーションスイッチ（交流 500・750・1,000kV の有負荷・無負荷電圧レギュレーションスイッチ）、直流送電用乾式平滑リアクトル、±800kV の直流送電用コンバーターバルブ（水冷設備、直流電場設備） | C381                              |
|                              |                  | 63                                  | 定格出力 350MW およびそれ以上の大型揚水発電ユニットの製造への投資は合弁、合作でなければならない。ポンプ水力タービンおよび调速機、大型変速可逆式ポンプ水力タービンユニット、発電モーターおよび励磁、起動装置等の付属設備                                                                                                                                                       | C381                              |
|                              |                  | 64                                  | 開口式（すなわち酸性霧直接排出式）鉛酸電池、水銀を含むボタン式酸化銀電池、水銀を含むボタン式アルカリ亜鉛マンガン電池、ペースト式亜鉛マンガン電池、ニッケルカドミウム電池の製造への投資を禁止する                                                                                                                                                                      | C384                              |
| C39 コンピューター、通信およびその他の電子設備製造業 |                  | 65                                  | 民間衛星の設計と製造、民間衛星ペイロードの製造への投資は中国側持分支配でなければならない                                                                                                                                                                                                                          | C392                              |
| 66                           |                  | 衛星テレビ・ラジオの地上受信施設および主要部品の生産への投資を制限する | C393                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                   |
| D 電力、熱、ガスおよび水の生産および供給業       |                  | D44 電力、熱の生産および供給業                   | 67                                                                                                                                                                                                                                                                    | 原子力発電所の建設、経営への投資は中国側持分支配でなければならない |
|                              |                  | 68                                  | 電力網の建設、経営への投資を制限する（中国側持分支配）。都市人口 50 万人以上の都市の熱供給管網、ガス管網、上下水道管網の建設、経営への投資を制限する（中国側持分支配）                                                                                                                                                                                 | D44<br>D45<br>D46                 |
| E 建築業                        | E48 土木工事建築業      | 69                                  | 支線鉄道およびその橋梁、トンネル、フェリーおよびステーション施設の建設、経営への投資は合弁、合作でなければならない                                                                                                                                                                                                             | E481                              |
|                              |                  | 70                                  | 鉄道幹線網の建設、経営への投資は中国側持分支配でなければならない                                                                                                                                                                                                                                      | E481                              |
|                              |                  | 71                                  | 高速鉄道、鉄道旅客運輸専用線、都市間鉄道のインフラ設備総合整備への投資                                                                                                                                                                                                                                   | E481                              |

|                 |                 |    |                                                                                                                                                                                 |                      |
|-----------------|-----------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
|                 |                 |    | は中国側持分支配でなければならない                                                                                                                                                               |                      |
|                 |                 | 72 | 都市地下鉄、ライトレール等の軌道交通の建設、経営への投資は中国側持分支配でなければならない                                                                                                                                   | E481                 |
| F 卸売および小売業      | F51 卸売業、F52 小売業 | 73 | 穀物の買付への投資を制限し、穀物備蓄経営管理および軍糧供給任務を負う穀物企業は国有支配でなければならない。穀物、綿花の卸売への投資を制限する。大型農産品卸売市場の建設、経営への投資を制限する                                                                                 | F511                 |
|                 |                 | 74 | タバコの卸売、小売、配送への投資を制限する                                                                                                                                                           | F512<br>F522         |
|                 |                 | 75 | 香港、マカオのサービス提供者が独資、合併、合作形式で音声映像製品（映画関連製品を含む）の販売を提供できるほか、その他の国家もしくは地域の投資家が音声映像製品（映画を除く）の販売に投資することを制限する（合作に限る）                                                                     | F514<br>F524<br>L712 |
|                 |                 | 76 | 農薬、農業用フィルム、保税オイルの卸売、配送への投資を制限する                                                                                                                                                 | F516                 |
|                 |                 | 77 | 文化財の競売および文化財商店への投資を禁止する                                                                                                                                                         | F518<br>F524         |
|                 |                 | 78 | 農薬、農業用フィルムの小売、配送への投資を制限する（30 軒を超える店舗を設立し、複数の供給者からの異なる種類およびブランドの商品を販売するチェーン店は中国側持分支配）                                                                                            | F521                 |
|                 |                 | 79 | 同一の香港、マカオのサービス提供者による図書、新聞、定期刊行物のチェーン経営への投資の出資比率は 65% を超えてはならないほか、その他の国家もしくは地域の投資家による図書、新聞、定期刊行物のチェーン経営への投資は、チェーン店舗が 30 軒を超える場合、持分支配してはならない                                      | F524<br>L712         |
|                 |                 | 80 | ガソリンスタンド（同一の外国投資家が 30 軒を超える店舗を設立し、複数の供給者からの異なる種類およびブランドの製品オイルを販売するガソリンスタンドチェーンは中国側持分支配）の建設、経営への投資を制限する                                                                          | F526                 |
|                 |                 | 81 | 直接販売への投資を制限し、投資家は 3 年以上、中国国外で直接販売活動に従事した経験を有し、かつ会社の払込登録資本金が 8000 万人民币を下回ってはならない。オンライン販売（一般商品のオンライン販売を除く）への投資を制限する                                                               | F529                 |
| G 交通運輸、倉庫および郵政業 | G53 鉄道運輸業       | 82 | 鉄道旅客運輸会社への投資を制限する（中国側持分支配）                                                                                                                                                      | G531                 |
|                 | G54 道路運輸業       | 83 | 道路旅客運輸会社への投資を制限し（合併に限る）、かつ路線旅客運輸、旅行旅客運輸、貸切旅客運輸の外資比率は 49% を超えてはならず、主要投資家のうち少なくとも一方が中国国内で 5 年以上の道路旅客運輸サービスに従事する企業でなければならない。道路旅客運輸ステーションの経営への従事は合併（外資比率は 49% を超えない）もしくは合作でなければならない | G542                 |
|                 |                 | 84 | 出入国自動車運輸会社への投資を制限する                                                                                                                                                             | G543                 |
|                 | G55 水上運輸業       | 85 | 水上運輸会社への投資を制限し（中国側持分支配）、定期・不定期の国際海上運輸業務への投資は合併、合作でなければならない                                                                                                                      | G551<br>G552         |
|                 |                 | 86 | 公共国際船舶代理業務に従事する場合に外資比率が 51% を超えないことを除き、船舶代理への投資を制限する（中国側持分支配）                                                                                                                   | G553                 |
|                 |                 | 87 | 外国船積荷検数への投資を制限する（合併、合作に限る）                                                                                                                                                      | G553                 |
|                 | G56 航空運輸業       | 88 | 航空運輸会社への投資は中国側持分支配でなければならない。法定代表者は中国籍の公民でなければならない。このうち、公共航空運輸企業に投資する場合、外国側（その関連側を含む）1 社の投資比率は 25% を超えてはならない                                                                     | G561                 |
|                 |                 | 89 | 農・林・漁業の汎用航空会社への投資は合併、合作でなければならない。法定代表者は中国籍の公民でなければならない。経営年限は 30 年を超えてはならない                                                                                                      | G562                 |
|                 |                 | 90 | 公務飛行、空中遊覧に従事する汎用航空会社への投資は中国側持分支配でなければならない。撮影、探鉱、工業等の汎用航空会社への投資を制限（中国側持分支配）し、法定代表者は中国籍の公民でなければならない。経営年限は 30 年を超えてはならない                                                           | G562                 |

|                           |                                               |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |
|---------------------------|-----------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
|                           |                                               | 91  | 香港、マカオのサービス提供者が独資形式で提供できる代理サービス、積降コントロールおよび通信連絡ならびに離陸コントロールシステムサービス、コンテナ設備管理サービス、旅客と手荷物サービス、貨物と郵便サービス、エプロンサービス、航空機サービス等の7項目の航空運輸地上サービスを除き、その他の国家もしくは地域の投資家による航空運輸地上サービスへの投資は合併、合作でなければならない                                                                                                                            | G563         |
|                           |                                               | 92  | 航空燃料プロジェクトへの投資は中国側持分支配でなければならない                                                                                                                                                                                                                                                                                       | G563         |
|                           |                                               | 93  | 中国とその他の世界貿易機構メンバーが署名した自由貿易区域協議が認める世界貿易機構関連のサービス提供者が中国内地のコンピューター座席予約システム提供者と中国内地企業が持分支配する合併企業を設立できるのを除き、その他の国家もしくは地域の投資家による民間航空コンピューター座席予約システムへの投資を禁止し、関連投資は経済需要テストを行わなければならない                                                                                                                                         | G563         |
|                           |                                               | 94  | 民間空港の建設、経営への投資は中国側相対持分支配でなければならない                                                                                                                                                                                                                                                                                     | G563         |
|                           |                                               | 95  | 空中交通管制会社への投資を禁止する                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | G563         |
|                           | G60 郵政業                                       | 96  | 信書の国内速達業務への投資および郵政会社への投資を禁止する                                                                                                                                                                                                                                                                                         | G601<br>G602 |
| I 情報伝送、ソフトウェアおよび情報技術サービス業 | I63 電信、ラジオ・テレビおよび衛星伝送サービス                     | 97  | 基礎電信業務への投資を制限し、外資比率は49%を超えない                                                                                                                                                                                                                                                                                          | I63          |
|                           |                                               | 98  | 各級のラジオ局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ伝送ネットワーク（発信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星アップリンク局、衛星中継局、マイクロ波中継局、モニタリング局、有線ラジオ・テレビ伝送ネットワーク）への投資を禁止する                                                                                                                                                                         | I63          |
|                           | I64 インターネットおよび関連サービス                          | 99  | アプリケーションストアを除き、その他の情報サービス業務の経営に投資する外国側投資比率は50%を超えてはならない                                                                                                                                                                                                                                                               | I64          |
|                           |                                               | 100 | 国内インターネット仮想プライベートネットワークの経営に投資する外国側投資比率は50%を超えてはならない                                                                                                                                                                                                                                                                   | I64          |
|                           |                                               | 101 | ニュースサイト、オンライン視聴番組サービス、インターネット接続サービス営業場所、インターネット文化経営（音楽を除く）への投資を禁止する                                                                                                                                                                                                                                                   | I64          |
|                           |                                               | 102 | 直接的もしくは間接的にオンラインゲーム運営サービスに従事および参加することを禁止する                                                                                                                                                                                                                                                                            | I64          |
|                           | I65 ソフトウェアおよび情報技術サービス業                        | 103 | 経営類電子商取引に投資する外国側投資比率が55%を超えてはならないのを除き、その他のオンラインデータ処理と取引処理業務に投資する外国側投資比率は50%を超えてはならない                                                                                                                                                                                                                                  | I65          |
|                           |                                               | 104 | インターネットデータセンター業務の経営への投資を禁止する                                                                                                                                                                                                                                                                                          | I65          |
| J 金融業                     | J66 通貨金融サービス、J67 資本市場サービス、J68 保険業、J69 その他の金融業 | 105 | 銀行業金融機関への投資は現行規定に合致していなければならない                                                                                                                                                                                                                                                                                        | J66          |
|                           |                                               | 106 | 保険会社（外国投資比率が50%を超えない集団会社、生命保険会社を含む）、保険仲介機構（保険ブローカー、代理、鑑定会社を含む）、保険資産管理会社への投資を制限する                                                                                                                                                                                                                                      | J68          |
|                           |                                               | 107 | 証券会社への投資を制限し、外国側持株比率は49%を超えず、設立当初の業務範囲を株式（人民元普通株、外資株を含む）および債券（政府債券、会社債券を含む）の引受と推薦、外資株のブローカレッジ、債券（政府債券、会社債券を含む）のブローカレッジおよび自己運用に限定し、継続2年以上経営して関連条件に合致する場合、業務範囲の拡大を申請することができる。証券投資ファンド管理会社への投資を制限し、外国側持株比率は49%を超えない。証券投資コンサルティング機構への投資を制限し、香港・マカオの証券会社のみに限り、持株比率は49%を超えない。先物会社への投資を制限し、香港・マカオのサービス提供者のみに限り、持株比率は49%を超えない | J67          |
|                           |                                               | 108 | ファイナンスリース会社に投資する外国投資家の総資産は500万米ドルを下回ってはならず、会社の登録資本金は1000万米ドルを下回ってはならず、高級管理人員は相応の専門資質および3年を下回らない従業経験を有していなければならない                                                                                                                                                                                                      | J69          |
| K 不動産業                    | K70 不動産業                                      | 109 | プロジェクト会社形式での高級ホテル、高級オフィスビル、国際展覽センター                                                                                                                                                                                                                                                                                   | K701         |

|                   |                    |     |                                                                                                                                                                                                                                |              |
|-------------------|--------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
|                   |                    |     | への投資に限る                                                                                                                                                                                                                        |              |
|                   |                    | 110 | 別荘の建設、経営への投資を禁止する                                                                                                                                                                                                              | K701         |
|                   |                    | 111 | プロジェクト会社形式での不動産二級市場取引への投資に限る                                                                                                                                                                                                   | K704         |
| L リースおよび商務サービス業   | L72 商務サービス業        | 112 | 投資性公司設立への投資は、登録資本金が 3000 万米ドルを下回ってはならず、外国投資家が外国の会社、企業もしくはその他の経済組織でなければならず、申請前 1 年の当該投資家の資産総額が 4 億米ドルを下回らず、かつ当該投資家が中国国内に投資会社を設立しており、その払込登録資本金額が 1000 万米ドルを超えている、または当該投資家が中国国内に 10 社以上の投資企業を設立しており、その払込登録資本金額が 3000 万米ドルを超えていること | L721         |
|                   |                    | 113 | 法律コンサルティングへの投資を制限し、外国の法律事務所は代表所を設立する形式での法律サービスの提供に限る                                                                                                                                                                           | L722         |
|                   |                    | 114 | 会計士事務所への投資はパートナーシップでなければならない                                                                                                                                                                                                   | L723         |
|                   |                    | 115 | 市場調査への投資を制限する（合併、合作に限る）                                                                                                                                                                                                        | L723         |
|                   |                    | 116 | 社会調査への投資を禁止する                                                                                                                                                                                                                  | L723         |
|                   |                    | 117 | 香港、マカオのサービス提供者に独資人材仲介機構の設立を認めることを除き、その他の国家もしくは地域の投資家は中外合併の人材仲介機構のみを設立することができ、外資比率は 70%を超えず、最低登録資本金は 12.5 万米ドルとし、外国側出資者は 3 年以上の人材仲介サービスに従事した外国会社、企業およびその他の経済組織でなければならない                                                         | L726         |
|                   |                    | 118 | 出国旅行業務に従事する旅行社への投資は合併に限る（台湾地区に赴く出国業務に従事してはならない）                                                                                                                                                                                | L727         |
|                   |                    | 119 | 武装護送サービスの警備サービス会社への投資は外国側投資比率が 49%を超えてはならない                                                                                                                                                                                    | L728         |
|                   |                    | 120 | 格付サービス会社への投資を制限する                                                                                                                                                                                                              | L729         |
| M 科学研究および技術サービス業  | M73 研究および試験発展      | 121 | 人体肝細胞技術の開発および応用への投資を禁止する                                                                                                                                                                                                       | M731         |
|                   |                    | 122 | 遺伝子診断と治療技術の開発および応用への投資を禁止する                                                                                                                                                                                                    | M734         |
|                   | M74 専門技術サービス業      | 123 | 測量作図会社への投資を制限する（中国側持分支配）。大地の測量、海洋の測量作図、測量作図航空撮影、行政区画境界の測量作図、地形図および世界行政区画地図、全国行政区画地図、省級およびそれ以下の行政区画地図、全国性教学地図、地方性教学地図および 3D 地図の編制、GPS 電子地図の編制ならびに国务院測量作図行政主管部門が規定するその他の測量作図活動への投資を禁止する                                          | M744         |
|                   |                    | 124 | 空中撮影等の特殊技術撮影サービスへの投資を制限する（合併に限る）                                                                                                                                                                                               | M749         |
| N 水利、環境および公共施設管理業 | M76 水利管理業          | 125 | 総合水利ターミナルの建設、経営への投資は中国側持分支配でなければならない                                                                                                                                                                                           | N762<br>M763 |
|                   | N77 生態保護および環境整備業   | 126 | 自然保護区および国際重要湿地の建設、経営への投資を禁止する                                                                                                                                                                                                  | N771         |
|                   |                    | 127 | 国家保護の中国を原産とする野生動植物資源の開発への投資を禁止する                                                                                                                                                                                               | N771         |
| P 教育              | P82 教育             | 128 | 経営性教育研修機構、職業技能研修機構への投資は合作でなければならない                                                                                                                                                                                             | P82          |
|                   |                    | 129 | 非経営性の就学前教育、中等職業教育、普通高等教育、高等教育等の教育機構、ならびに非経営性の教育研修機構、職業技能研修機構への投資は合作に限り、分支機構の設立を認めない                                                                                                                                            | P82          |
|                   |                    | 130 | 義務教育、ならびに軍事、警察、政治、宗教および党校等の特殊領域の教育機構への投資を禁止する。経営性の就学前教育、中等職業教育、普通高等教育、高等教育等の教育機構への投資を禁止する                                                                                                                                      | P82          |
| Q 衛生および社会業務       | Q83 衛生             | 131 | 医療機構への投資は分支機構の設立を認めない                                                                                                                                                                                                          | Q83          |
| R 文化、スポーツおよび娯楽業   | R85 報道および出版業       | 132 | 報道機構への投資を禁止する                                                                                                                                                                                                                  | R851         |
|                   |                    | 133 | 図書、新聞、定期刊行物の出版業務への投資を禁止する                                                                                                                                                                                                      | R852         |
|                   |                    | 134 | 音声・映像製品および電子出版物の出版、制作業務への投資を禁止する                                                                                                                                                                                               | R852         |
|                   | R86 ラジオ、テレビ、映画、および | 135 | 香港・マカオのサービス提供者を除き、映画館の建設、経営への投資を制限する（中国側持分支配）                                                                                                                                                                                  | R86          |

|  |          |     |                                           |      |
|--|----------|-----|-------------------------------------------|------|
|  | び映像録音制作業 | 136 | ラジオ・テレビ番組、映画の制作業務への投資を制限する（合作に限る）         | R86  |
|  |          | 137 | ラジオ・テレビ番組制作経営会社、映画制作会社、配給会社、興行会社への投資を禁止する | R86  |
|  | R88 スポーツ | 138 | ゴルフ場の建設、経営への投資を禁止する                       | R882 |
|  | R89 娯楽業  | 139 | 大型テーマパークの建設、経営への投資を制限する                   | R892 |